

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成18年の給与法等の改正内容を踏まえ、広域異動手当を新設した。
理事	平成18年の給与法等の改正内容を踏まえ、広域異動手当を新設した。
理事(非常勤)	改訂なし
監事	平成18年の給与法等の改正内容を踏まえ、広域異動手当を新設した。
監事(非常勤)	改訂なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,964	千円 11,400	千円 5,537	千円 27 (寒冷地手当)		1月31日	
法人の長	千円 2,280	千円 2,280	千円 0	千円 0	2月1日		
A理事	千円 13,018	千円 8,640	千円 3,613	千円 345 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		
B理事	千円 12,895	千円 8,400	千円 4,080	千円 65 (通勤手当) 350 (単身赴任手当)		1月31日	
C理事	千円 12,507	千円 8,400	千円 4,080	千円 27 (寒冷地手当)		1月31日	

D理事	千円 12,537	千円 8,400	千円 4,080	千円 57 (通勤手当)		1月31日
E理事	千円 12,545	千円 8,400	千円 4,080	千円 65 (通勤手当)		1月31日
F理事	千円 1,742	千円 1,680	千円 0	千円 44 (通勤手当) 18 (寒冷地手当)	2月1日	
G理事	千円 1,702	千円 1,680	千円 0	千円 4 (通勤手当) 18 (寒冷地手当)	2月1日	
H理事	千円 1,684	千円 1,680	千円 0	千円 4 (通勤手当)	2月1日	
I理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0		1月31日
A監事	千円 12,215	千円 8,640	千円 3,497	千円 78 (通勤手当)		
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0		1月31日

「広域異動手当」とは、就任前の法人等と本法人の距離及び就任直前の住居と本法人との距離が60km以上ある場合に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 6,555	年 3 月 10	1月31日	-	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	
理事A	千円 4,830 (49,795)	年 3 (38) 月 10 (10)	1月31日	-	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	
理事B	千円 4,830 (49,795)	年 3 (36) 月 10 (3)	1月31日	-	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

理事A及びBについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化、派遣職員への切り替え等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与（昇格、昇給及び勤勉手当）は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給（昇給特定職員については3号給）を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。
賞与：勤勉手当 （査定分）	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年4月1日から以下のとおり改正を行った。

平成18年の給与法等の改正内容を踏まえ、給与制度を見直したことに伴う改正
管理職手当の定額化
広域異動手当の新設
扶養親族である3人目以降の子等に係る扶養手当について月額1000円の引上げ

平成19年の給与法等の改正内容を踏まえ、給与制度を見直したことに伴う改正
初任給を中心に若年層に限定した月例給の改定（平均改定率0.1%）
扶養親族である子等に係る扶養手当について月額500円の引上げ
地域手当（東京事務所等勤務者に限る。）の支給割合について、一部繰り上げ改定（本年度分として0.5%引上げ）
期末・勤勉手当（ボーナス）の年間支給割合を4.5月分に引上げ（0.05月分の引上げ）

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,029	45.1	7,137	5,146	59	1,991
事務・技術	446	44.0	5,731	4,187	91	1,544
教育職種 (大学教員)	996	48.9	8,828	6,314	46	2,514
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	401	37.8	4,948	3,604	46	1,344
技能・労務職種	13	54.1	4,953	3,610	95	1,343
教育職種 (附属養護学校教員)	20	38.6	6,758	5,002	76	1,756
教育職種 (附属義務教育学校教員)	60	41.5	6,922	5,076	70	1,846
医療職種 (病院医療技術職員)	87	44.4	5,724	4,165	91	1,559
その他の医療職種 (医療技術職員)	3	41.5	5,156	3,813	53	1,343
その他の医療職種 (看護師)	3	56.2	6,445	4,650	88	1,795

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注4: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

再任用職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	6	61.7	3,192	2,682	77	510
事務・技術	5	61.5	3,124	2,625	74	499
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 再任用職員の教育職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	49	45.9	3,839	2,795	86	1,044
事務・技術	19	51.4	3,708	2,691	85	1,017
教育職種 (大学教員)	5	53.7	5,095	3,662	41	1,433
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	9	54.4	4,190	3,043	128	1,147
医療職種 (病院医療技術職員)	16	32.1	3,405	2,507	76	898

注1: 「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

〔年俸制適用者〕

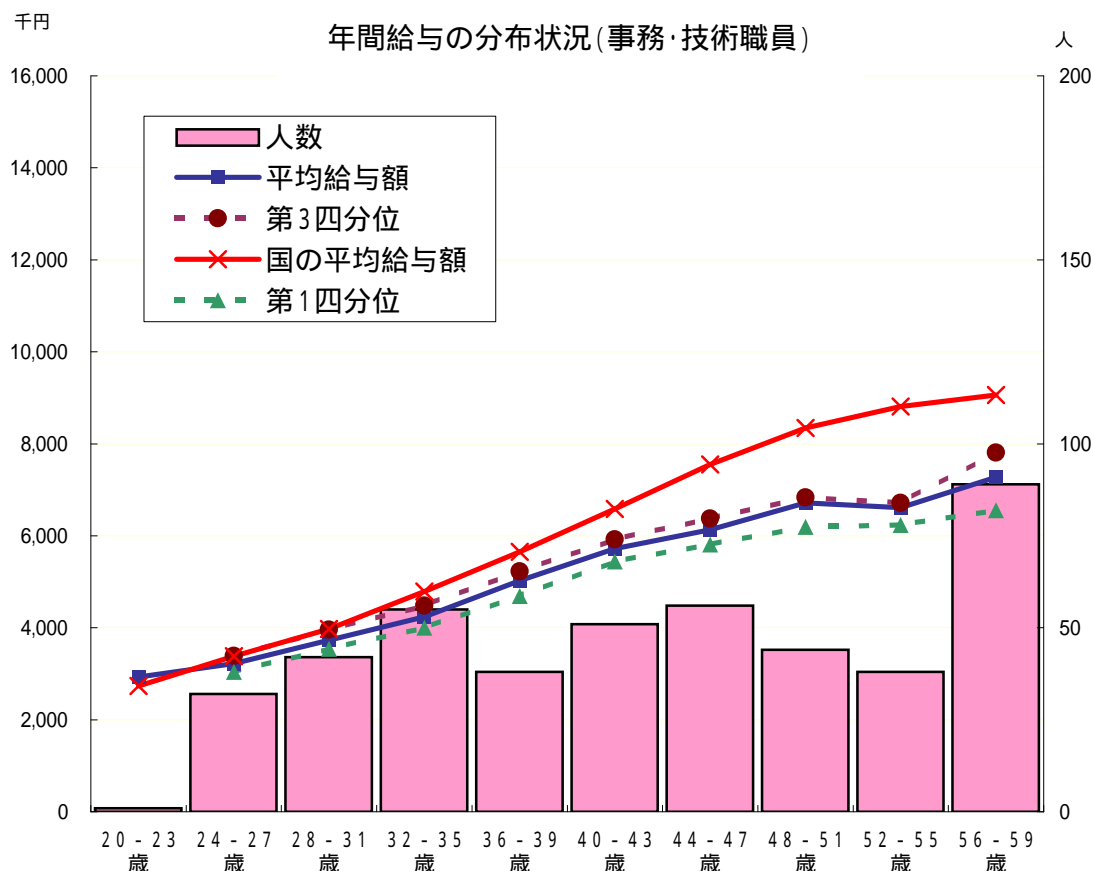
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	45.0	4,920	4,920	26	0
事務・技術	該当者なし					
特任教員等	36	45.0	4,920	4,920	26	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。〕

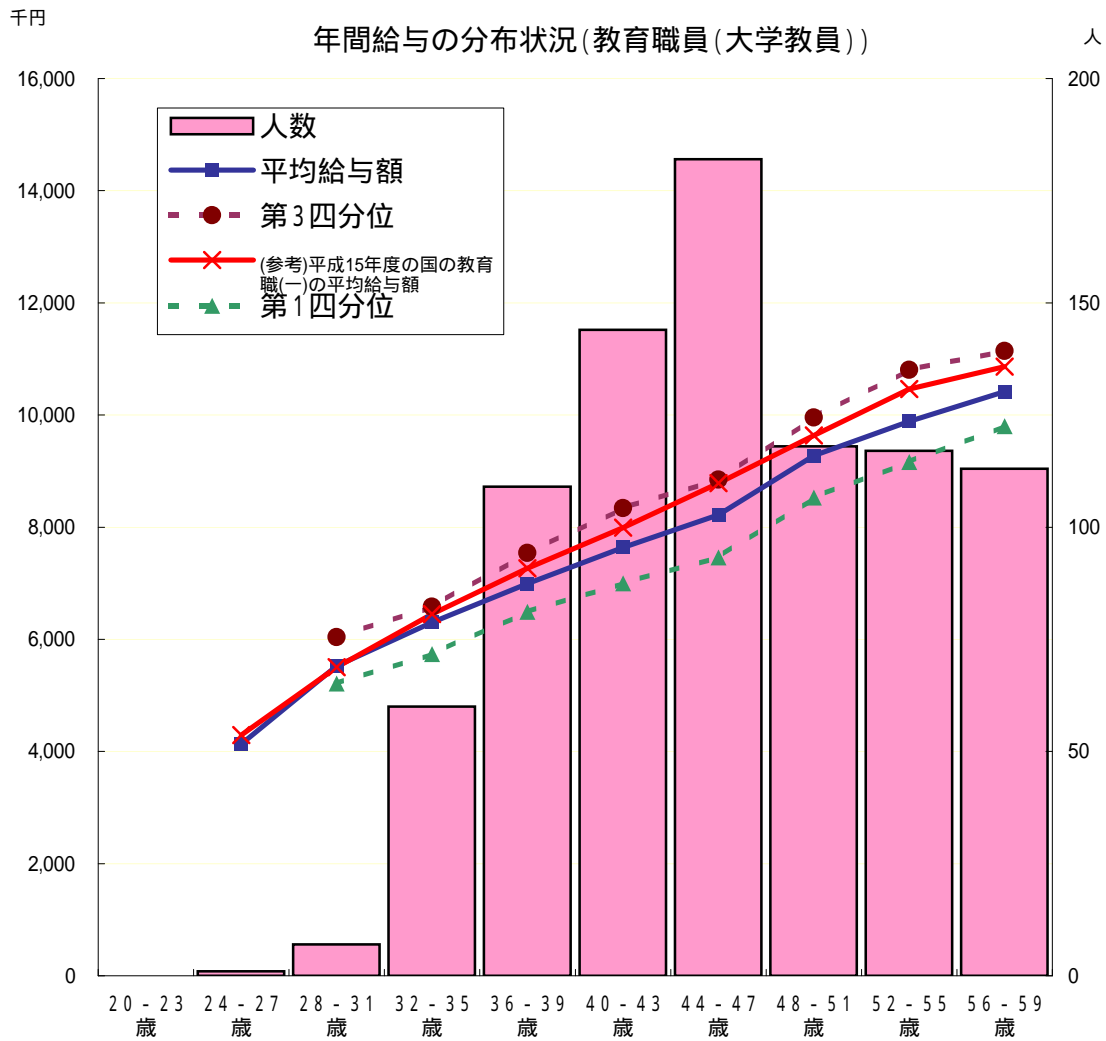


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20~23歳の該当者は1名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから, 第1・第3四分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	57.3	8,175	9,488	11,000		
課長	28	54.9	7,583	8,169	8,353		
副課長	39	54.8	7,095	7,388	7,751		
係長	190	49.2	5,794	6,131	6,561		
主任	83	39.3	4,530	4,952	5,372		
係員	100	30.0	3,325	3,657	3,996		

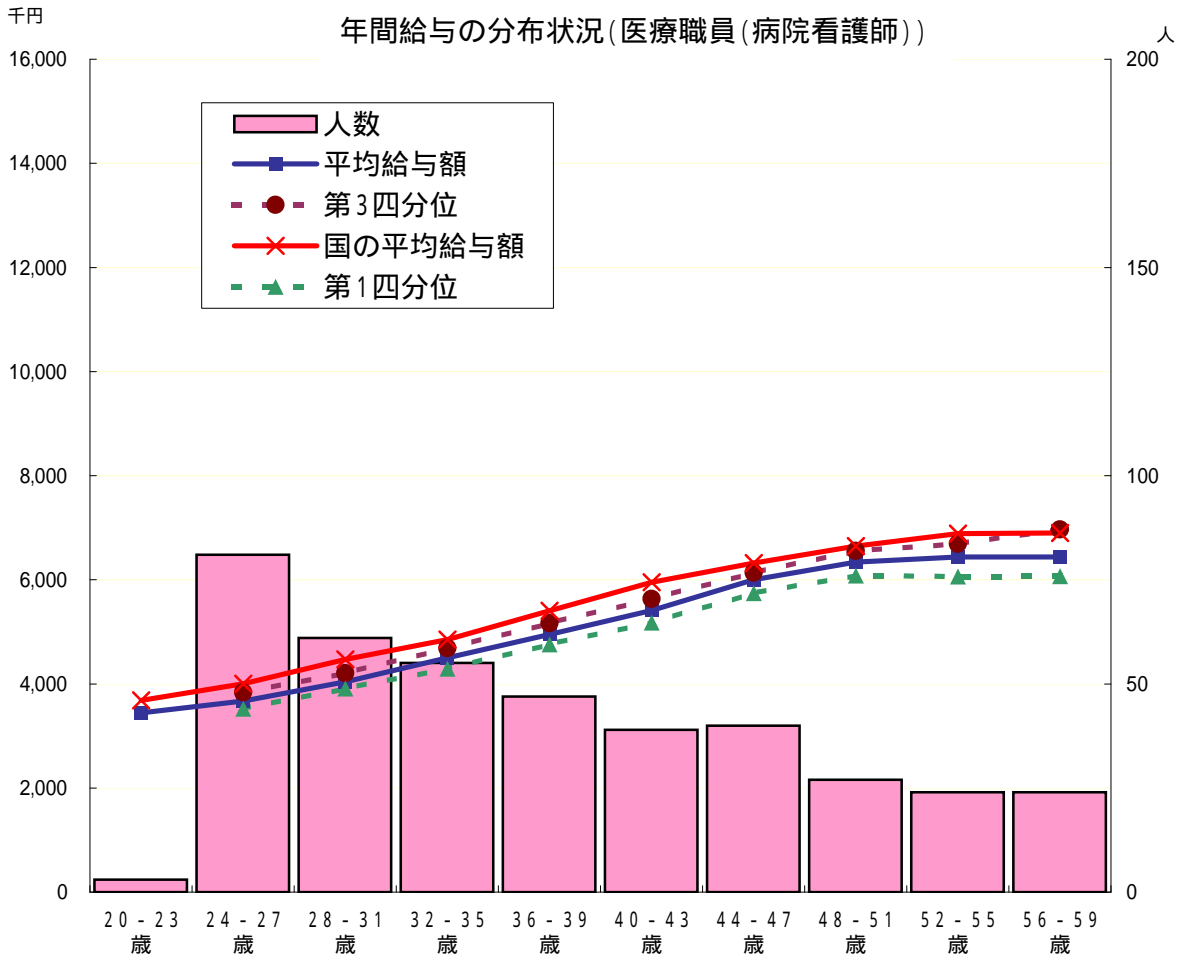


注：年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	374	56.6	10,067	10,618	11,099
准教授	334	45.6	7,855	8,290	8,876
講師	71	46.3	7,582	8,095	8,570
助教	209	41.3	6,256	6,613	7,082
助手	7	46.1	6,132	6,343	6,471
教務職員	1	-	-	-	-

注：教務職員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の欄については記載していない。



注：年齢20～23歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-			-	
副看護部長	4	49.5	-	7,415		-	
看護師長	31	50.5	6,238	6,548	6,970		
副看護師長	73	44.7	5,421	5,774	6,132		
看護師	286	34.1	3,813	4,443	4,919		
准看護師	6	57.2	5,235	5,349	5,507		

注1：看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の欄については記載していない。

注2：副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3四分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	446 人	50 人 (11.2%)	69 人 (15.5%)	223 人 (50.0%)	55 人 (12.3%)	34 人 (7.6%)	13 人 (2.9%)
年齢(最高 ~最低)		34 ~ 23 歳	49 ~ 28 歳	59 ~ 34 歳	59 ~ 46 歳	59 ~ 39 歳	59 ~ 50 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,006 ~ 1,921 千円	3,973 ~ 2,501 千円	4,978 ~ 2,929 千円	5,768 ~ 4,409 千円	6,220 ~ 5,338 千円	7,679 ~ 5,772 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		4,000 ~ 2,635 千円	5,429 ~ 3,433 千円	6,835 ~ 4,000 千円	7,842 ~ 6,150 千円	8,403 ~ 7,333 千円	10,352 ~ 8,035 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	2 人 (0.4%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		57 ~ 50 歳			
所定内給 与年額(最高 ~最低)		8,320 ~ 7,902 千円			
年間給与 額(最高 ~最低)		11,519 ~ 11,000 千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	996 人	1 人 (0.1%)	216 人 (21.7%)	74 人 (7.4%)	331 人 (33.2%)	374 人 (37.6%)
年齢(最高 ~最低)		~	64 ~ 27 歳	63 ~ 30 歳	64 ~ 31 歳	64 ~ 40 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	5,916 ~ 2,995 千円	6,730 ~ 3,718 千円	7,219 ~ 3,920 千円	9,603 ~ 5,505 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~	7,984 ~ 4,133 千円	9,129 ~ 5,212 千円	10,000 ~ 5,524 千円	13,769 ~ 7,655 千円

注：1級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高~最低)以下の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 401	人 6 (1.5%)	人 286 (71.3%)	人 73 (18.2%)	人 31 (7.7%)	人 4 (1.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 58 ~ 52	歳 58 ~ 22	歳 58 ~ 35	歳 59 ~ 43	歳 53 ~ 46
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 4,118 ~ 3,692	千円 4,850 ~ 2,366	千円 5,201 ~ 3,406	千円 5,057 ~ 4,063	千円 5,797 ~ 5,067
年間給与 額(最高-最低)		千円 5,568 ~ 5,076	千円 6,709 ~ 3,247	千円 7,235 ~ 4,647	千円 7,140 ~ 5,680	千円 7,942 ~ 6,891

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 1	人 1 (0.2%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~

注：6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢（最高～最低）以下の欄については記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	66.4%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	33.6%	34.2%
	最高～最低	(46.7～31.6)%	(44.3～30.1)%	(43.8～30.8)%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	67.3%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2%	32.7%	33.4%
	最高～最低	(37.1～31.0)%	(35.4～29.8)%	(34.9～30.6)%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.5%	64.4%	63.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.5%	35.6%	36.5%
	最高～最低	(47.3～33.1)%	(44.6～31.6)%	(45.8～32.3)%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	67.1%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	32.9%	33.5%
	最高～最低	(47.3～31.0)%	(44.6～29.3)%	(45.8～30.1)%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	63.9%	63.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	36.1%	36.4%
	最高～最低	(43.0～34.1)%	(40.5～32.6)%	(41.7～34.8)%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	66.7%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	33.3%	34.0%
	最高～最低	(37.1～31.7)%	(35.4～30.5)%	(34.8～31.3)%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 83.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 96.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 95.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 92.5

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 95.9

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	83.2	
	参考	地域勘案	88.9
		学歴勘案	83.8
		地域・学歴勘案	88.8
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.8% (国からの財政支出額 20,342,057千円,支出予算の総額 49,755,000千円:平成19年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていききたい。		

医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	92.5	
	参考	地域勘案	90.9
		学歴勘案	91.8
		地域・学歴勘案	89.9
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.8% (国からの財政支出額 20,342,057千円,支出予算の総額 49,755,000千円:平成19年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(医療職(三))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていききたい。		

教育職員(大学教員)と法人化直前(平成15年)の国家公務員(平成15年度の教育職俸給表(一))との給与水準(年額)の比較指標

对国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 95.3

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	当年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 17,352,396	千円 17,840,372	千円 (%) 487,976 (2.7)	千円 (%) 1,277,620 (6.9)
退職手当支給額 (B)	千円 2,517,810	千円 2,757,218	千円 (%) 239,408 (8.7)	千円 (%) 946,750 (60.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,390,852	千円 2,913,692	千円 (%) 477,160 (16.4)	千円 (%) 1,016,776 (42.8)
福利厚生費 (D)	千円 2,504,687	千円 2,601,062	千円 (%) 96,375 (3.7)	千円 (%) 68,325 (2.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 25,765,745	千円 26,112,344	千円 (%) 346,599 (1.3)	千円 (%) 617,581 (2.5)

総人件費について参考となる事項

1 比較増 減額について

- 給与、報酬等支給総額(A)の増 減額の要因(対平成18年度比 487,976千円)
- ・定員削減, 欠員, 外注化などによる支給人数の減
 - ・その他, 団塊世代の退職による世代交代による減, 寒冷地手当の経過措置による減
- 退職手当支給額(B)の増 減額の要因(対平成18年度比 239,408千円)
- ・退職者の減
- 非常勤役職員等給与(C)の増 減額の要因(対平成18年度比 477,160千円増)
- ・7:1看護に伴う特定有期看護職員の増員 86人増
 - ・特任教員の増 41人増
- 福利厚生費(D)の増 減額の要因(対平成18年度比 96,375千円)
- ・保険料率の改定に伴う減

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

- 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
- ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに, 教員補充については, その必要性, 採用時期等を慎重に検討し, 人件費の削減を図る。
 - ・事務系職員にあっては, 平成18年度から平成22年度までの5年間で37人分の業務を外注化する「事務の外注化実施計画」を策定し, 平成19年度には, この計画に基づき7人の外注化を実施した。
- 法人が中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
- ・平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - 及び の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給 総額(千円)	19,117,735	17,840,372	17,352,396
人件費削減率 (%)		6.7%	9.2%
人件費削減率(補 正值)(%)		6.7%	9.9%

(注1) 「人件費削減率(補正值)」とは, 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民給与と格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年度 0%, 平成19年度 0.7%

(注2) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は, 法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

3 その他

- 本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について
- 「非常勤役職員等給与」においては, 受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため, 財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし